

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成22年11月26日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 川井 吉彦 殿

原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長

平成22年10月27日付け平22再品発第117号により照会のあった件については、以下の見解を回答します。

照会対象法令（条項）の
~~対象となる~~ / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令（条項）の解釈は、以下のとおりです。

記

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）においては、廃棄物管理事業者は、法第51条の7第1項の規定により、特定廃棄物管理施設の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなくてはならない。

今回照会のあった、特定廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備のうち、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋の給気ダクトの一部を交換する工事について、法第51条の7第1項の規定に基づく設計及び工事の方法の認可の要否を審査した結果、

○法第51条の2に基づき許可を受けた廃棄物管理事業許可申請書等に記載されている換気設備に、当該給気ダクトは含まれていない。

- 交換する当該給気ダクトは、放射性物質による汚染のおそれのない区域に設置されているものであり、かつ、放射性物質の漏えい抑止や負圧維持に係る機能を確保するために設置している設備でもないことから、特定廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「設工技術基準」という。）第6条において特定廃棄物管理施設に要求される放射性物質の閉じ込め機能の確保に関係のない設備であるため、当該変更は、当該廃棄物管理施設の放射性物質の閉じこめ機能に影響を与えるものではない。
- 交換する当該給気ダクトは既設品と同等品であり、交換前後において形状や機能に変更なく、設工技術基準第8条で要求される機能に影響を与えない。
- 当該交換工事に際し、ダクトの一部に開放部分が生じ、ダクトが設置されている室の空気を吸い込むことになるが、当該室を通じて外気取入口から外気を取り入れることに変更がないことから、設工技術基準第8条第1項第4号に定める吸気口に係る要求事項を逸脱するものではない。

ことから、法第51条の7第1項の規定に基づく設計及び工事の方法の認可を受けることを要しない。

以上